

地域活動支援センター等重度加算補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、別に定める経過的心身障害者小規模福祉作業所補助金交付要綱、経過的精神障害者共同作業所補助金交付要綱及び地域活動支援センター運営費補助金交付要綱に基づき、市町村から運営費の補助を受けている心身障害者小規模福祉作業所及び精神障害者共同作業所及び障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第21項に規定する地域活動支援センターⅢ型。以下「地域活動支援センター等」という。)が重度障害者等の支援を行う経費について当該市町村が補助した経費に対して、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則(昭和32年千葉県規則第53号。以下「規則」という。)及びこの要綱に基づき補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、「重度障害者等」とは、地域活動支援センター等を現に利用している者であって、別表1に示す障害程度区分を有する者をいう。

(交付の対象)

第3条 この補助金の交付の対象は、重度障害者等の支援のために重度障害者等の居住地の市町村が地域活動支援センター等に対し補助した経費とする。

(交付額の算定方法)

第4条 この補助金の補助対象経費、補助基準額及び補助率は、別表2のとおりとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする市町村は、知事が定める期日までに、地域活動支援センター等重度加算補助金交付申請書(別記第1号様式)を知事に提出しなければならない。

(交付の条件)

第6条 規則第5条の規定により付する条件は、次の各号のとおりとする。

- 1 補助事業の内容を変更する場合は、知事の承認を受けること。
- 2 補助事業を中止、又は廃止する場合は、知事の承認を受けること。

(変更の承認)

第7条 前条の規定により承認を受けようとするときは、地域活動支援センター等重度加算補助金変更承認申請書(別記第2号様式)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 規則第12条の規定により実績報告をしようとするときは、翌年度の4月10日までに、地域活動支援センター等重度加算補助金実績報告書(別記第3号様式)を知事に提出しなければならない。

(交付の請求)

第9条 規則第15条の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、地域活動支援センター等重度加算補助金交付請求書(別記第4号様式)を知事に提出しなければならない。

(概算払請求書)

第10条 規則第16条第2項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、地域活動支援センター等重度加算補助金概算払請求書(別記第5号様式)を知事に提出しなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、平成19年9月3日から施行し、平成19年度分の予算にかかる補助金から適用する。

別表 1

重度障害者等	重度障害者	次の手帳を有する者 身体障害者手帳 1 級、2 級 療育手帳Ⓐ の 1、Ⓐ の 2 (Ⓐ を含む。)、A の 1、 A の 2 精神障害者保健福祉手帳 1 級
	高次脳機能障害者	「高次脳機能障害」の診断書が交付された者

別表 2

補助対象経費	重度障害者等の支援に必要な人件費等の経費
補助基準額	重度障害者等一人月額 10,000 円×毎月 1 日現在の補助対象重度障害者数の合計
補助率	補助基準額と補助対象経費の実支出額から寄付金その他収入額を控除した額とを比較して少ない方の額と、市町村が補助した額とを比較して最も少ない額に 2 分の 1 を乗じて得た額

第1号様式（第5条）

地域活動支援センター等重度加算補助金交付申請書

年 月 日

千葉県知事

様

市町村長



平成 年度地域活動支援センター等重度加算補助金の交付申請について
このことについて、下記のとおり補助金の交付を受けたいので、千葉県補助金等交
付規則第3条の規定により申請します。

記

- 1 交付申請額 金 円
- 2 地域活動支援センター等重度加算補助金所要額調書（別紙）
- 3 歳入歳出予算書抄本

第2号様式（第7条）

地域活動支援センター等重度加算補助金変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

千葉県知事

様

市町村長



年 月 日付け千葉県障指令第 号 で補助金交付の決定のあった地域活動支援センター等重度加算補助金に係る事業を下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、千葉県補助金等交付規則第5条の規定により承認を申請します。

記

- 1 変更（中止・廃止）の理由
- 2 変更（中止・廃止）したい内容

第3号様式（第8条）

地域活動支援センター等重度加算補助金実績報告書

年 月 日

千葉県知事

様

市町村長



年 月 日付け千葉県障指令第 号 で補助金交付の決定のあった地域活動支援センター等重度加算補助金に係る事業について、千葉県補助金等交付規則第12条の規定により関係書類を添えてその実績を報告します。

記

- 1 地域活動支援センター等重度加算補助金収支精算書（別紙）
- 2 歳入歳出決算（見込）書抄本

第4号様式（第9条）

地域活動支援センター等重度加算補助金交付請求書

年 月 日

千葉県知事

様

市町村長



年 月 日付け千葉県障達第 号 で額の確定のあった地域活動支援センター等重度加算補助金を千葉県補助金等交付規則第15条の規定により次のとおり請求します。

金

円

第5号様式（第10条）

地域活動支援センター等重度加算補助金概算払請求書

年 月 日

千葉県知事

様

市町村長



年 月 日付け千葉県障指令第 号 で補助金交付の決定の
あった地域活動支援センター等重度加算補助金を千葉県補助金等交付規則第16条第
2項の規定により次のとおり概算払されるよう請求します。

金

円